

## 第2章 計画の基本的方向

- 1 基本理念
- 2 基本的目標
- 3 計画の体系
- 4 自立支援・重度化防止の目標
- 5 計画の主要課題と対応



## 1. 基本理念

本計画では、高齢者が住み慣れた家庭や地域で元気に活躍できる環境を整えるとともに、社会的役割を持って自立する生活を尊重し、介護や支援が必要となっても、一人ひとりが尊厳を持って心身ともに充実した日常生活を実感できる高齢社会を地域全体でつくりあげていくことを目指します。

地域で支えあい、高齢者が住み慣れたわがまち能代で、  
いつまでもいきいきと安心して暮らせるまちづくり

## 2. 基本的目標

### 人間性の尊重

計画全体に関わる基本的な目標として「人間性の尊重」を掲げ、高齢者が社会の一員として生きがいを持って健全で安らかな生活を送ることができるよう、個人の尊厳を守り、自立を支援します。具体的には次の4つの個別目標を掲げます。

#### ☆目標1 活力ある高齢社会の実現

高齢者の健康づくりや介護予防に努めるとともに、社会参加や交流の機会、就労・学習機会の充実を図り、活力ある高齢社会の実現を目指します。

#### ☆目標2 在宅生活の総合支援

介護保険サービスと保健・医療・福祉サービスなどの連携により、高齢者の包括的な相談、支援体制を構築し、在宅生活の不安解消に努めます。

#### ☆目標3 入所施設の整備

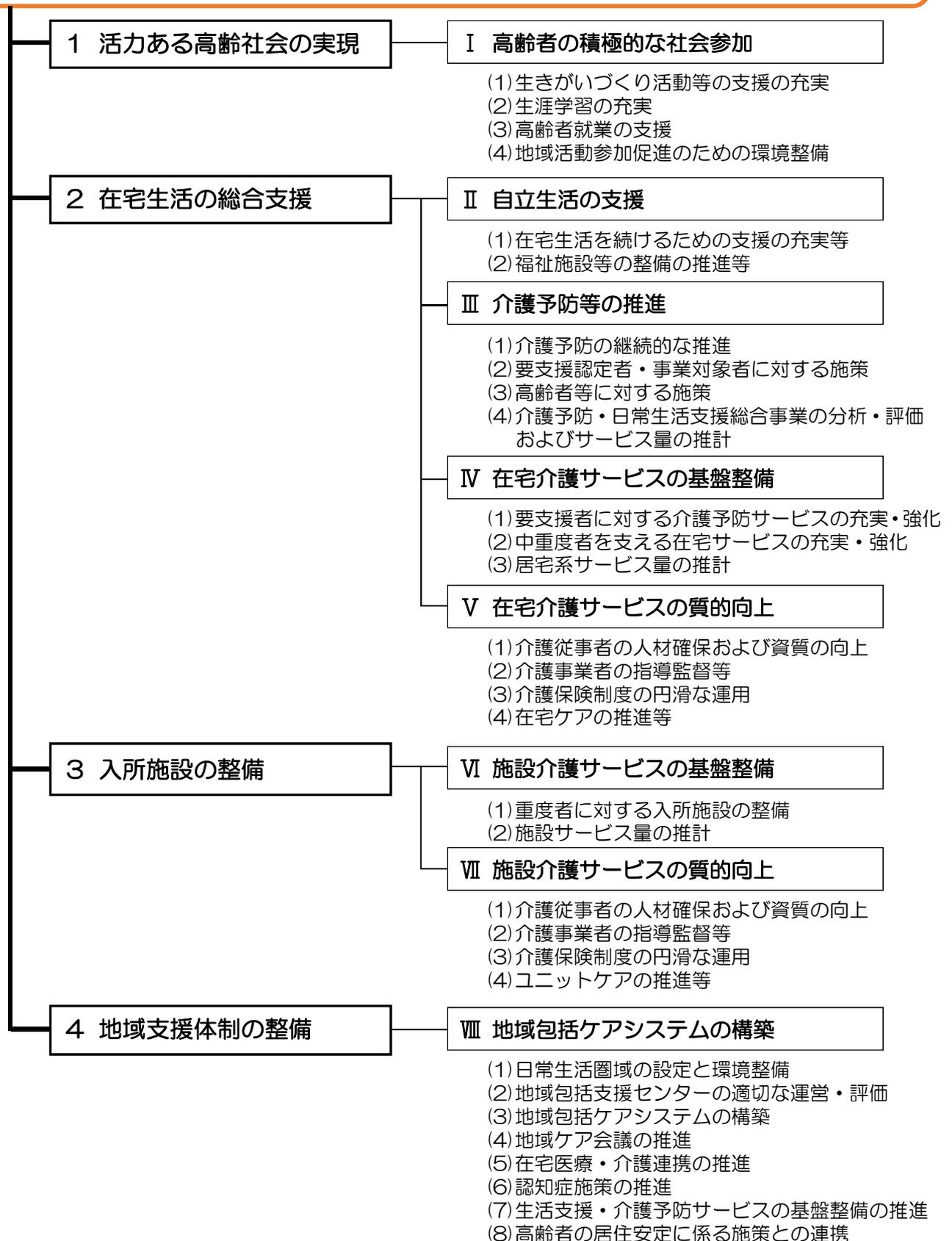
地域における既存施設の利用動向等を見極めた上で、施設整備のあり方を検討します。

#### ☆目標4 地域支援体制の整備

地域の高齢者の生活を包括的かつ継続的に支援し、地域全体で支える地域包括ケアシステムの構築を目指します。

### 3. 計画の体系

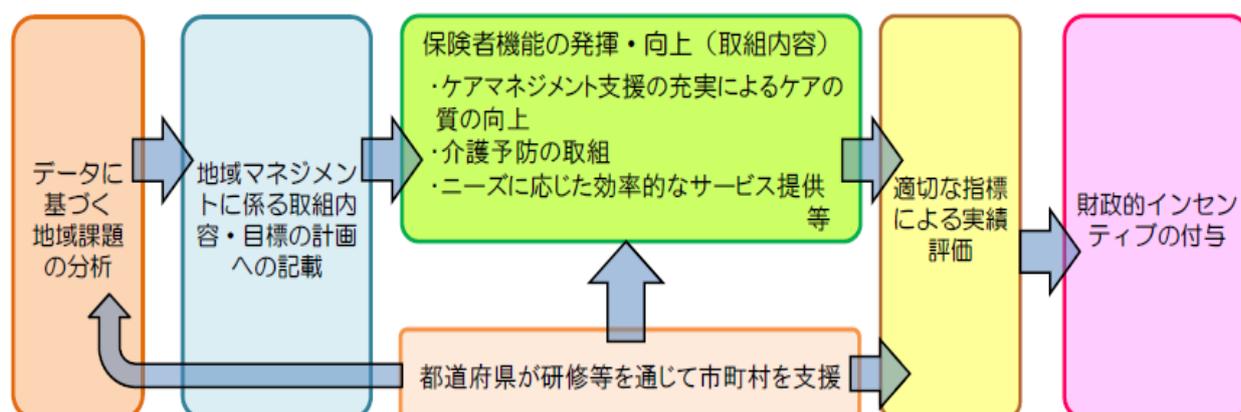
#### 全体目標・人間性の尊重



## 4. 自立支援・重度化防止の目標

高齢者の自立支援や重度化防止の取組を推進するためには、PDCAサイクルを活用して市の保険者機能を強化していくことが重要であり、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)において、以下の仕組みが創設されます。

- ①介護保険事業（支援）計画の策定に当たり、国から提供されたデータの分析の実施
- ②介護保険事業（支援）計画に自立支援・重度化防止等の取組内容及び目標を記載
- ③都道府県による市町村支援の規定の整備
- ④介護保険事業（支援）計画に位置づけられた目標の達成状況についての評価、公表及び報告
- ⑤財政的インセンティブの付与の規定の整備



市では、自立支援・重度化防止に向けた取組状況を客観的に評価できるよう、以下の目標値を設定し、目標の達成に向けて取り組んでいきます。

### <自立支援・重度化防止の目標>

#### 自立高齢者の割合の増加

$$(\text{自立高齢者の割合} = (\text{高齢者数} - \text{認定者数}) / \text{高齢者数})$$

	29年度 (基準値)	30年度	31年度	32年度
高齢者人口に対する 自立高齢者率	79.1%	79.3%	79.5%	79.7%

## 5. 計画の主要課題と対応

### ■地域包括ケアシステム構築に向けた取組

団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）を見据え、地域包括ケアシステム実現への取組をより強化していくことが求められています。

高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの体制づくりが必要です。

第7期計画は「地域包括ケアシステムの構築」について、国が重点的な取組事項と掲げている事業を中心に深化、推進する必要があると考えます。

#### 目標4 地域支援体制の整備

##### 施策Ⅷ 地域包括ケアシステムの構築

#### 課題①：地域包括支援センターの適切な運営・評価

##### 対応

平成30年度から日常生活圏域を2地域から4地域に拡充し、それぞれ地域包括支援センターの運営を民間に委託します。また、地域包括支援センターの機能が十分に発揮されるよう、適切な運営を図ってまいります。

地域包括支援センターの適切な運営については、定期的な点検や評価を行っていくことも必要になりますので、評価方法について検討を進めます。

#### 課題②：地域ケア会議の推進

##### 対応

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていくため、地域ケア会議の開催を推進します。

医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めます。

また、個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題の明確化、地域包括支援ネットワーク構築を図ります。

##### 【具体的な取組概要】

- ①地域包括支援センターが主催する地域ケア個別会議
  - ・多職種協働による個別課題（困難事例）の解決
  - ・地域包括支援ネットワークの構築
  - ・地域に共通した課題の発見
- ②市が主催する地域ケア推進会議
  - ・地域の見守りネットワークなど地域で必要な資源を開発
  - ・政策の形成

## ■重点的取組事項

### 課題③：在宅医療・介護連携の推進

- ・多職種連携強化
- ・国が掲げる事業8項目の充実

#### 対 応

##### ○介護サービス事業者と医療関係との連携強化

多職種連携強化については、看護師、薬剤師、ケアマネジャー、病院の相談員による情報交換等により現状から課題を分析し、地域の実情にあった対応を図ります。

##### ○在宅療養を支援する体制の充実

在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために居宅に関係する医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を図ってまいります。

##### 【具体的な取組概要】

- ア 地域の医療・介護の資源の把握
- イ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- ウ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- エ 医療・介護関係者の情報共有の支援、情報共有ツールの作成と活用
- オ 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- カ 医療・介護関係者の研修
- キ 地域住民への普及啓発
- ク 在宅医療・介護連携に関する関係市町の連携

### 課題④：認知症施策の推進

- ・「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」の推進

#### 対 応

##### ○認知症初期集中支援チームの設置

ニーズ調査において、おおむね半数の方が認知症のリスクがある結果となっております。認知症サポート医、医療、福祉、介護等の専門職からなる認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを進める体制整備に努めます。

##### ○認知症地域支援推進員による相談等支援体制の推進

認知症地域支援推進員による相談の充実や認知症施策の企画立案等を推し進め、認知症の方やその家族を支援する体制整備に努めます。

##### ○新オレンジプラン推進の検討

国から示されている新オレンジプランの取組項目のうち、市単独で難しい取組については、国、県とも連携を図りながら推進に努めてまいります。

**課題⑤：生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進**

- ・介護予防・日常生活支援総合事業の充実
- ・協議体、生活支援コーディネーターを活用した介護予防・生活支援サービスの体制整備

**対 応**

**○介護予防・日常生活支援総合事業の実施**

平成 29 年度に実施した介護予防・日常生活支援総合事業について、高齢者の生活実態とニーズの把握に努め、必要なサービスの提供や支援策を検討し、総合事業の充実を図ります。

事業充実に当たっては、生活支援コーディネーターや協議体において、地域や団体等で提供できるサービスを発掘、養成する体制の推進に努めます。

**○生活支援コーディネーターの設置**

生活支援コーディネーターを設置し、支援ニーズとサービス提供主体のマッチング等のコーディネート業務の推進に努めます。

**○協議体の設置**

自治会・町内会、民生委員、ボランティア団体等で構成する協議体を設置し、生活支援・介護予防サービスの情報を共有しながら、連携・協働によるサービス提供体制の整備に努めます。

**課題⑥：高齢者の居住安定に係る施策との連携**

- ・市民への高齢者向け住宅の情報提供
- ・介護保険制度の住宅改修費等の利用支援

**対 応**

**○高齢者向け住宅の情報提供**

高齢者の単身世帯や高齢者のみの世帯が増加する中、地域生活の基盤である高齢者の住まいの確保は、重要となってきます。

多様な高齢者向け住まいが整備されていく中で、その選択肢の一つである「有料老人ホーム」や「サービス付き高齢者向け住宅」の民間による整備が進んでいます。これら整備の動向等を把握し、情報提供に努めます。

**○介護保険制度の住宅改修費等の利用支援**

要支援・要介護認定者で移動に不安のある方が、手すりの取り付けや段差解消など日常生活に配慮した仕様に改修する場合に費用の一部助成を行っています。

高齢者に適した住宅改修には一般の住宅改修とは異なる専門的な視点が求められることから、介護や改修の専門家の協力を得て利用者それぞれの状況に対応していきます。

また、住宅改修に関連して、在宅での生活をよりよくするためには、福祉用具の紹介や使用方法に関する相談も重要となります。福祉用具の使用においても、高齢者の個々の身体機能や生活習慣に配慮し、用具を適正に使用する指導や情報を提供していきます。

## ■個別目標の達成に向けた取組

### 目標1 活力ある高齢社会の実現

#### 施策Ⅰ 高齢者の積極的な社会参加

課題⑦：老人クラブ数、会員数の減少  
地域活動参加促進のための環境整備

#### 対応

##### ○老人クラブ活動への支援

老人クラブ活動や高齢者の自主的活動は、活力ある高齢化社会の実現に大変重要なことであります。そのため、他団体事例を参考に支援等について研究します。

##### ○地域活動参加促進のための環境整備

生活支援コーディネーターや協議体設置事業の中で、地域活動の環境整備に努めます。

### 目標2 在宅生活の総合支援

#### 施策Ⅱ 自立生活の支援

課題⑧：在宅生活者への心のケア  
近隣ネットワークの構築

#### 対応

##### ○その他生活支援事業

ニーズ調査において、よく会う友人、知人の関係性は、「近所、同じ地域」が過半数となっています。地域共生社会を目指す中で、地域住民が在宅生活者の話し相手、相談相手となることが必要と考えられます。生活支援コーディネーターや協議体設置事業の中で、地域による訪問活動や集いの場の設置等の事業実施の検討に努めます。

### 施策Ⅲ 介護予防等の推進

#### 課題⑨：介護予防・重度化防止等の取組内容と目標

##### 対 応

##### ○介護予防・日常生活支援総合事業の分析・評価及びサービス量の推計

平成29年度実施した介護予防・日常生活支援総合事業について、新たな生活支援サービス等の実施を目指します。また、事業の分析・評価により効果的で効率的なサービスとなるよう内容の見直しも行いながら、事業の充実に努めてまいります。

### 施策Ⅴ 在宅介護サービスの資質向上

#### 課題⑩：介護従事者の人材確保

##### 対 応

##### ○介護従事者の人材確保にかかる県との連携

地域包括ケアシステムを構築し、介護サービスを充実していくに当たり、介護従事者の確保が必要となります。介護従事者の人材確保について、県が策定する介護保険事業支援計画と連携を図ってまいります。

### 目標3 入所施設の整備

#### 施策Ⅶ 施設介護サービスの資質向上

#### 課題⑪：介護従事者の人材確保

##### 対 応

##### ○介護従事者の人材確保にかかる県との連携

地域包括ケアシステムを構築し、介護サービスを充実していくに当たり、介護従事者の確保が必要となります。介護従事者の人材確保について、県が策定する介護保険事業支援計画と連携を図ってまいります。